

福智町 国民健康保険について

【保険税の決定・納付期間】

福智町国民健康保険では、当年4月～翌年3月までの一年間（12ヶ月）の保険税を、7月上旬に決定し、8期に分けて納期限を設けています。

当年4月から加入した場合・・・

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

↑

7月上旬に保険税決定・納付書を郵送。

4・5・6月は納期限のない期間があり、翌年2月で納め終わることとなります。

【納期限】

第1期	7月末	第5期	11月末
第2期	8月末	第6期	12月末
第3期	9月末	第7期	1月末
第4期	10月末	第8期	2月末

※ 末日が土日祝日の場合は、翌営業日

【保険税の更正】

税決定の後、世帯員の増員・減員、住民税の変更等により保険税が変更となった場合は、その都度、国民健康保険税の更正（税額の再計算）を行います。

【保険証について】

令和6年12月に保険証の発行が廃止となりましたので、以降は保険証を発行しないため「マイナ保険証」をご活用ください。また、マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」を発行しています。

【口座振替について】

納付書での入金ではなく、口座からの保険税引き落としに変更することができます。引き落とし方法は、一括納付と期別納付が選択できます。一括納付の場合は7月25日に一年間分を引き落とします。期別納付は、7月～翌年2月の8回に分けて25日に引き落とします。（25日が土日祝日の場合、翌営業日が引き落とし日となります。）